

「令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業
 (小規模事業者経営革新促進支援)」業務委託に係る
 ご質問に対する回答

No	項目	ご質問内容	回答
1	仕様書P 1 4 (1) ① 支援対象者 仕様書P 2 5 (1) ② 成果目標	支援対象者中、県が別途募集 する「中小企業等経営革新強化 支援事業費補助金」の補助交付 事業者は、成果目標 18 者中、 何者を想定していますか。	補助交付事業者の支援数について は、本事業の活動数である 18 者以上 のうち何者なのか具体的に定めている ものではありませんが、仕様書に「重 点的に支援を実施する」とあることか ら、支援事業者の 3/4 以上、少なくと も半数以上は補助交付事業者となるこ とを想定しています。
2	仕様書P 2 4 (2) 補助金交付にかかる 業務	① 補助金交付に係る業務は、 記載の「経営革新補助金の周 知、説明会の開催、採択審査 会の開催」のほかによどのよう な業務が含まれますか。 ② 補助対象期間、補助金額、 補助割合をご教示ください。	① 経営革新補助金の周知、説明会の 開催、採択審査会の開催のほか、申 請の受付、申請事業者の要件確認 (申請事業者の応募資格、申請の補 助事業が補助対象経緯に該当する か) を予定しております。 ② 下記のとおりです。 補助事業の対象期間：交付決定の日 から令和7年1月31日 補助金額：上限 50 万円 補助率：補助事業の 2 / 3 以内
3	仕様書P 2 5 (2) 効果検証のための調 査	① 「事業実施終了後の決算 期」の効果検証のための調査 は令和7年度にしか実施でき ないと考えますが、本事業は 令和7年度の経費も含めてよ いのでしょうか。	① 仕様書「5 (2) 効果検証のため の調査」における効果検証は、本事 業の実施期間内で確認できる事業効 果(例：本支援により実施計画が進 捗した等)について調査・検証して いただきたいと考えております。 なお、本事業の対象経費は、本事 業実施期間内の経費に限ります。 ※ 成果目標については、本事業 実施期間内に確認できない事 業者分は、次年度以降に県又 は次年度受託事業者等により 確認されるものと認識してお ります。

		<p>② 分析にかかるアンケートやヒアリング等については外注等が考えられますが、本事業の委託費では、2月末までの事業期間の設定になっています。委託事業終了後の仕様書記載業務についてのお考えについてご教示ください。</p>	<p>② 分析にかかるアンケートやヒアリング等についても、本事業の実施期間内に実施していただくことを想定しております。</p> <p>仕様書記載の業務については、基本的には、委託業務終了後に発生するものはないものと認識しております。</p>
--	--	--	--